

議案第30号

公の施設の指定管理者の指定について

次の公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和8年2月18日 提出

日出町長 安部 徹也

- 1 公の施設の名称 深見記念館
- 2 指定管理者 日出町2612番地1
一般社団法人ひじ町ツーリズム協会
理事長 安部 徹也
- 3 指定の期間 令和8年7月1日から
令和13年3月31日まで

理 由

深見記念館の効率的な利活用と費用対効果の高い維持管理を行うため、指定管理者を指定したいので提出する。